

議案 1

町内廃止代替バス（寺領線・坂原線）にかかる新規導入車両の移動円滑化基準適用除外認定について

1 要旨

三段峡交通が運行する、町内廃止代替バス（寺領線・坂原線）の乗合バス車両について、普通自動車（ハイエースバン 14 人乗り）を使用するにあたり、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」の適用除外認定の申請を行うもの。

2 運行概要

- ・ 運行時刻 資料 1 のとおり
- ・ 運行ルート 資料 2 のとおり
- ・ 運行車両 資料 3 - 1 及び資料 4 - 1 のとおり
- ・ 移動円滑化基準適用除外認定 資料 3 - 1 及び資料 4 - 1 のとおり

議案 2

町内廃止代替バス（寺領線・坂原線）にかかる、あなたく使用車両の移動円滑化基準適用除外認定について

1 要旨

三段峡交通が運行する、町内廃止代替バス（寺領線・坂原線）の乗合バス車両について、普通自動車（ハイエースバン 10 人乗り）を使用するにあたり、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準」の適用除外認定の申請を行うもの。

2 運行概要

- ・ 運行時刻 資料 1 のとおり
- ・ 運行ルート 資料 2 のとおり
- ・ 運行車両 資料 3 - 2 及び資料 4 - 2 のとおり
- ・ 移動円滑化基準適用除外認定 資料 3 - 2 及び資料 4 - 2 のとおり